**千葉県私立高等学校等奨学のための給付金　対象確認シート**

新入生一部早期給付の場合

※申請に係る**高校生等ひとりひとり**について以下の質問にお答えください。

Q1　私立高等学校等へ令和４年４月に入学し、保護者等が千葉県内に在住していますか？

ＮＯ

該当しません

ＹＥＳ

Q2　就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？

該当しません

ＹＥＳ

ＮＯ

Q3　生活保護（**生業扶助**）を受給していますか？

ＹＥＳ

ＮＯ

Q4　保護者等全員の「**道府県民税所得割及び市町村民税所得割**」が**非課税**ですか？

該当しません

ＹＥＳ

ＮＯ

Q5　対象の高校生等は、**通信制または専攻科**の高校生等ですか？

ＮＯ（全日制または定時制に在籍）

ＹＥＳ

Q6　保護者等に扶養されている兄弟姉妹はいますか？

ＹＥＳ

ＮＯ

Q7　高校生等ではない**15歳（中学生を除く。）以上23歳未満**の扶養されている兄弟姉妹はいますか？

ＹＥＳ

ＮＯ

Q8　**通信制または専攻科**へ平成26年度以降に入学し、４月１日現在在籍している兄弟姉妹がいますか？

**１３，１５０円**　（年額）５２，６００円

支給区分１の書類を御用意ください。

**１３，０２５円**　（年額）５２，１００円

支給区分３の書類を御用意ください

ＹＥＳ

ＮＯ

Q9　全日制または定時制へ平成26年度以降に入学し、４月１日現在在籍している兄弟姉妹がいますか？

ＮＯ

ＹＥＳ

Q10 対象の高校生等は、**私立**高等学校等に通う兄弟姉妹の中で**最年長**ですか？

ＹＥＳ　※１

ＮＯ

**38,000円**

（年額）152,000円

【非課税世帯Ｂ】に該当

　支給区分２非課税世帯Ｂの書類を御用意ください。

**33,650円**

（年額）134,600円

【非課税世帯Ａ】に該当

支給区分２非課税世帯Ａの書類を御用意ください。

※１　全日制または定時制の私立高等学校等に平成26年度以降に入学し、４月１日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立　高等学校等に**弟妹のみ**の場合で、**その弟妹が４月１日時点の休学**等により給付金の対象となっていない場合は、Q10の回答は　　「ＮＯ」となり、支給額は38,000円となります。

注）　全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第１子を「非課税世帯Ａ」として取り扱い、第２子以降を「非課税世帯Ｂ」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯Ａ」、その他を「非課税世帯Ｂ」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯Ｂ」として取り扱います。）

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班　奨学のための給付金担当（043-223-2155）まで御連絡ください。